

公立大学法人富山県立大学バナー広告実施要綱

令和6年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人富山県立大学広告掲載規程（以下「広告規程」という。）第3条に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）が管理するウェブサイトへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学ホームページ 法人が管理するウェブサイトのトップページ (<https://www.pu-toyama.ac.jp>) をいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトへにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置及び枠数は、大学ホームページ下部に20枠以内とする。

(広告の内容等)

第4条 大学ホームページに掲載する広告の内容等については、広告規程第4条及び公立大学法人富山県立大学広告等掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定による。

2 広告規程第4条及び掲載基準は、広告主が指定するリンク先のウェブサイトについて準用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 画像 静止画像
- (2) 大きさ 縦290ピクセル・横90ピクセル
- (3) データ形式 JPEG又はPNG
- (4) データ容量 20KB以下

(広告の禁止表現)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は、掲載をしない、又は掲載をとりやめる。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が法人に関する情報と誤解するおそれがあるもの
- (3) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてその広告は、掲載をしない、又は掲載をとりやめる。

- (1) アクセシビリティの低い配色のもの
- (2) その他閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1箇月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、広告掲載料を第17条第1項の規定により減額することができる。

3 広告主は、掲載開始日から起算して10日前（法人の休日は含まない。）までに広告掲載料を一括又は分割で納入しなければならない。ただし、第12条に定める通知書に異なる期日が記載されている場合は、当該通知書が優先されるものとする。

4 納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告掲載ができなかったときは、広告掲載料の全部又は一部を返還することができる。

5 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の募集）

第10条 法人は、大学ホームページに募集枠数その他必要事項を掲載して広告の募集を行うものとする。

（広告掲載の申請）

第11条 広告の募集に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、バナー広告掲載申請書（様式第1号）を法人に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第12条 法人は、前条の申請があった場合は、第4条の規定に基づき広告掲載の可否を決定し、申請者にバナー広告掲載決定通知書（様式第2号）（以下「通知書」という。）を送付するものとする。

（広告掲載権の譲渡等の禁止）

第13条 広告主（当該広告掲載を許可された民間企業等。以下同じ。）は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転売してはならない。

（広告原稿の提出）

第14条 広告主は、広告原稿を作成し、通知書に記載された期日までに法人へ提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

3 法人は、第1項の規定により提出された広告原稿が第4条の規定を満たさないと判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

4 広告掲載は、原則として、広告掲載の申請を受理した順に行うものとする。

（広告掲載の取消し）

第15条 法人は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第4条の要件を満たさなくなったとき

(2) 第9条第3項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき

(3) 第13条の規定に違反したとき

- (4) 前条第1項に規定する期日までに広告原稿を提出しないとき
- (5) 正当な理由なく前条第3項の規定による要請に応じないとき
- (6) その他広告を掲載することが不適当と理事長が認めたとき

2 法人は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主にバナー広告掲載取消通知書（様式第3号）を送付する。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げようとするときは、書面により法人に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載が取り下げられた場合、納入された広告掲載料は返還しない。

（ホームページの停止）

第17条 法人は、連続して10日以上大学ホームページの運営を停止した場合は、広告掲載料を日割により減額する。ただし、天災、事変、ウイルスその他の非常事態の発生など、法人の責めに帰すべき事由以外の原因により、大学ホームページの運営を停止した場合は、この限りでない。

2 法人は、掲載期間の延長により、前項に定める減額に代えることができる。

3 連続して大学ホームページの運営を停止した期間が2日以上10日未満の場合は、当該機関に相当する掲載期間を延長する。

（広告の変更）

第18条 広告主は、広告の掲載期間は複数月の場合は、当該広告の内容を1箇月単位で変更することができる。

2 前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第13条から第15条の規定を準用する。

（リンク先の変更）

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して10日前（法人の休日は含まない。）までに法人に届け出なければならない。

2 法人は、前項の届出があった場合は、第4条第2項の規定によりリンク先の内容を確認し、基準を満たさないと判断したときは、広告主に修正を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法人に無断でリンク先ウェブサイトが変更され、第4条第2項の規定を満たさないと判断したときは、法人は広告の掲載を取り消すことができる。

（広告主の責務）

第20条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に損害を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び当該広告の内容に係る財産権のすべてについて権利関係の処理が完了していることを法人に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告掲載に起因して法人又は第三者が被害を被った場合は、その損害を賠

償する義務を負うものとする。

- 4 広告主は、リンク先ウェブサイトがウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに法人に報告しなければならない。
- 5 法人は、前項の報告を受けたときは、リンク先ウェブサイトの安全が確認できるまでの間、広告掲載の停止又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、納入された広告掲載料の返還及び損害賠償の一切の責を負わないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法人と広告主が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

年 月 日

公立大学法人富山県立大学理事長 殿

所在地
名称
代表者名

バナー広告掲載申請書

公立大学法人富山県立大学バナー広告実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申込みにあたっては、貴法人の広告関係規程を遵守します。

記

1 申請者の概要

- (1) 業種

- (2) 会社概要

2 リンク先のウェブサイトの概要

- (1) 内容

- (2) URL

3 広告の内容

- (1) 掲載希望期間 年 月 ～ 年 月

- (2) 広告の内容（広告の内容案を記入または添付してください。）

4 連絡先

- (1) 担当者氏名：
- (2) 電 話：
- (3) F A X：
- (4) E - m a i l：

年 月 日

殿

公立大学法人富山県立大学
理事長

バナー広告掲載決定通知書

年 月 日付けバナー広告掲載申請については、公立大学法人富山県立大学バナー広告実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載の可否 掲載可・掲載不可

<以下、掲載可の場合に記載する>

2 掲載期間 年 月 ～ 年 月

3 リンク先ページ

(1) 内容

(2) URL

4 掲載料金 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
年 月 日までに別添の納入通知書でお振り込みください。

5 広告原稿 年 月 日まで電子データにより提出してください。

<以下、掲載不可の場合に記載する>

2 掲載不可の理由

様式第3号（第14条関係）

年 月 日

殿

公立大学法人富山県立大学
理事長

バナー広告掲載取消通知書

年 月 日付けで掲載を決定したバナー広告について、公立大学法人富山県立大学バナー広告実施要綱第14条第1項第 号の規定に該当したため、広告掲載を取り消します。